20　財産目録等の承認総会

Q　財産目録等の承認総会はどのような手続で行うのでしょうか。

A　清算人（清算人会設置会社においては清算人会）の決定に基づき、清算人（代表清算人）が招集し、株主総会を開催します。財産目録等については普通決議により承認を行います。なお、財産目録等は、作成時からその本店の所在地における清算結了の登記時まで保存します。

解　説

1　財産目録等承認総会

清算人が作成した解散時の財産目録と貸借対照表は、株主総会に提出してその承認を受けなければなりません（会社492③）。株主総会に、解散時の財産目録等を提出して株主に自社の財産状態を開示し、残余財産分配の額を予測するための情報を提供する趣旨です。

2　財産目録等承認総会の招集

株主総会の招集は、清算人（清算人が２人以上ある場合は清算人の過半数、また清算人会設置会社においては清算人会決議）にて決定し、清算人（代表清算人が置かれている場合は代表清算人）が行います。招集通知の発送は、原則として、公開会社であれば開催日の２週間前、非公開会社であれば１週間前までに行います（会社299①）。株主総会の招集通知は、公開会社の場合、あるいは非公開会社であっても取締役会設置会社の場合には書面による必要がありますが（会社299②二）、非公開会社で取締役会非設置会社の場合は書面による必要はなく、口頭や電話での招集も認められます（招集手続の省略につき【Ｑ９】コラム参照）。

招集通知には、会議の目的事項として「平成○年○月○日（解散日）現在の財産目録及び貸借対照表承認の件」を記載します。招集通知に清算財産目録等を添付することは、会社法上要求されていませんが、上記の財産目録等承認総会開催の趣旨からすれば、可能な限り添付する方がよいでしょう。

なお、清算人会設置会社では、財産目録及び貸借対照表を株主総会に提出する前に、清算人会において承認を受ける必要があります（会社492②）ので、清算人会にて株主総会を招集する決議を行う際に、併せて財産目録等の承認も決議し、清算人会議事録にその旨の記載を行います。

3　株主総会の開催

財産目録等承認総会及びその後清算中の会社が開催する株主総会の呼称について、会社法には規定がありません。実務上は、①解散前の会社の株主総会と区別する趣旨で、定時総会、臨時総会を区別することなく解散後から「清算第1回株主総会」と順に呼称していく例、②解散前と同じように「臨時株主総会」「第XX期（清算第1期）定時株主総会」と呼称していく例のいずれかが多いようです。

株主総会の実施については、会社法491条は、株主総会に関する会社法第4章第1節を準用していますので、従前の株主総会と同様の運営で行います。財産目録等の承認は、普通決議で行います。

4　清算財産目録等の保存

清算会社は、財産目録等を作成した時から、その本店の所在地における清算結了の登記の時までの間、当該財産目録等を保存しなければなりません（会社492④）。ただし、本店に備置し、あるいは閲覧等に供する必要はありません。

コラム

◆決算期後、定時総会前に解散した場合の計算書類の取扱いと定時株主総会の開催

株式会社が決算期後、定時総会前に解散決議をした場合、その決算期の計算書類の報告・承認はどうなるのでしょうか。この点、解散決議がなされた後は、会社は専ら清算目的の範囲でのみ存続し、事業を前提とする諸規定は適用されなくなるので、事業継続を前提とした計算書類の報告・承認も問題とならなくなります。したがって、解散後は、解散時点の財産目録等のみ承認を受ければ足ります。ただし、当該事業年度の確定申告に必要ですので、計算書類の作成が不要になるわけではありません。

それでは、予定されていた定時株主総会の開催はどうなるのでしょうか。この点、株主総会は解散後も会社の機関として存続し、清算中の会社でも定時株主総会と臨時株主総会を区別して開催する必要があります。しかし、清算事務年度は、解散の日の翌日から始まる各1年の期間（会社494①）とされ、解散により定款中の定時株主総会の

開催時期についての定めの適用もなくなります。したがって、清算人は、臨時株主総会として財産目録等承認総会だけを開催すれば足りることになります。

＜参考書式＞

〔書式７〕　清算人会議事録（財産目録等の承認・株主総会の招集）

〔書式８〕　臨時株主総会招集通知

〔書式９〕　臨時株主総会議事録

〔書式７〕　清算人会議事録（財産目録等の承認・株主総会の招集）

清算人会議事録【注】

平成23年８月31日（水）午前10時00分より、東京都新宿区○○一丁目２番３号の当社本店会議室において、清算人会を以下のとおり開催した。

議　　長　　代表清算人　甲野太郎
出　　席　　代表清算人　甲野太郎
　　清　算　人　甲野一郎
　　清　算　人　乙川和美
　　監　査　役　丙山真司

会議の目的事項

第１号議案　平成23年７月31日現在の財産目録及び貸借対照表承認の件

議長は、清算人就任後、遅滞なく会社財産の現況を調査したこと及びその結果を報告するとともに、その結果に基づいて作成した財産目録及び貸借対照表の内容を説明し、その承認を求めたところ、全員異議無く承認可決した。

第２号議案　臨時株主総会招集の件

議長は、下記の要領にて、当社臨時株主総会を開催したい旨説明し、その承認を求めたところ、全員一致をもって承認可決した。

記

１　日　時　　平成23年９月14日（水）午前10時
２　場　所　　東京都新宿区○○一丁目２番３号　当社本店会議室
３　目的事項
　　第１号議案　　平成23年７月31日現在の財産目録及び貸借対照表承認の件

閉会　　午前○時○分

以上の決議を明確にするため、この議事録を作成し、出席清算人及び出席監査役の全員において記名捺印する。

平成23年８月31日

甲野商事株式会社　清算人会
代表清算人　　甲野　太郎　㊞
清　算　人　　甲野　一郎　㊞
清　算　人　　乙川　和美　㊞
監　査　役　　丙山　真司　㊞

【注】　清算人会設置会社の場合、議事録の作成は必須です。なお、清算人会非設置会社の場合、議事録は法令上の要求ではありませんが、決定の存在、適法性等を後に残すためには決定過程の記録を書面で作成しておく方が適切です。その場合、記載事項は、清算人会議事録に準じます。

〔書式８〕　臨時株主総会招集通知

平成23年８月31日

株　主　各　位

東京都新宿区○○一丁目２番３号
甲野商事株式会社
代表清算人　　甲野　太郎　㊞

臨時株主総会招集のご通知

拝啓　時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、万障お繰り合わせの上、ご出席いただきますようご通知申し上げます。

なお、当日ご欠席の場合は、お手数ながら同封の委任状に必要事項をご記入いただき、ご押印の上、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１　日　時　　平成23年９月14日（水）午前10時
２　場　所　　東京都新宿区○○一丁目２番３号　当社本店会議室
３　目的事項
　　第１号議案　　平成23年７月31日現在の財産目録及び貸借対照表承認の件
　なお、上記財産目録及び貸借対照表を参考のため添付しましたので、ご検討ください。

以　上

〔書式９〕　臨時株主総会議事録

臨時株主総会議事録

平成23年９月14日（水）午前10時より、東京都新宿区○○一丁目２番３号、当社本店会議室において、臨時株主総会を開催した。

定刻代表清算人甲野太郎が議長席につき、出席株主数及びその所有する議決権を行使することができる株主の議決権の数を次のとおり報告し、本総会は適法に成立したので開会する旨を宣し、直ちに議事に入った。

株主総数	５名
発行済み株式の総数	200株
議決権を行使することができる株主の数	５名
議決権を行使することができる株主の議決権の数	200個
本日の出席株主数（委任状による者も含む）	５名
この持株数	200株
出席株主の有する議決権の数	200個

第１号議案　平成23年７月31日現在の財産目録及び貸借対照表承認の件

議長は、清算人就任後、遅滞なく会社財産の現況を調査したこと及びその結果を報告するとともに、その結果に基づいて作成した財産目録及び貸借対照表の内容を説明し、その承認を求めたところ、満場一致をもってこれを承認した。

議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を告げ、午前○時○分閉会を宣した。

以上の議事の経過及びその結果を明確にするため、本議事録を作成し、議長及び出席清算人が次に記名捺印する。

平成23年９月14日

甲野商事株式会社　株主総会

議長・議事録作成者・代表清算人　甲野　太郎　㊞

清　算　人　甲野　一郎　㊞

清　算　人　乙川　和美　㊞